

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、尾道市から、因島都市計画臨港地区中浜港臨港地区、因島都市計画臨港地区重井港臨港地区、因島都市計画臨港地区生口港臨港地区、因島都市計画臨港地区、土生港臨港地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山